



## 1 はじめに

県の「環境白書」は、1971年の初刊（当時は「公害白書」）発行以来、毎年発行し、今回でちょうど50年目となりました。初刊発行当時は、工場等を発生源とする「産業公害」が全国で大きな社会問題となり、県においても県民生活に深刻な影響をもたらしていました。

法律や条例の整備、公害発生源に対する規制の強化などにより、産業公害による環境汚染は減少しましたが、1980年代からの急速な都市化の進展に伴い、生活排水などの県民生活を原因とする「都市・生活型公害」が新たな環境問題

として発生しました。

また、1990年代からは、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林減少や砂漠化、生物多様性の喪失といった「地球環境問題」が顕在化しています。

地球環境問題については、現在に至るまで地球温暖化や生物多様性の喪失に歯止めがかかっておらず、更なる取組を推進していく必要があります。

この特集では、環境白書50年の機会に、環境問題の変遷とそれに対する取組等を紹介します。

## 2 公害問題の発生から産業公害対策の時代（1950年代～1970年代）

わが国の経済は、1950年代半ばに入ると急激な成長発展期を迎え、技術革新、エネルギー転換、産業構造の変革など生産活動の著しい高度化、大規模化が進行した結果、工場からのばい煙、排水等の排出量が増大し、大気汚染、水質汚濁等の問題が発生しました。

一方、同時期の本県の産業は、機械、自動車、鉄鋼金属、化学などの重化学工業の進展が特に著しく、また、これらの工業に関連した多数の中小企業の発展がみられ、1950年代後半には工場の排水による漁業被害や農業被害などの水質汚濁に係る被害が生じました。1960年代に入ると、その被害は広域化、多様化、大型化の傾向を示し、1962年には製鉄工場のばい煙、騒音問題も表面化しました。

全国的な公害問題が顕在化していく中、国においては、1958年に初めて公害の防止を直接の目的とする「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」が制定されました。さらに1962年には「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が制定されまし

た。

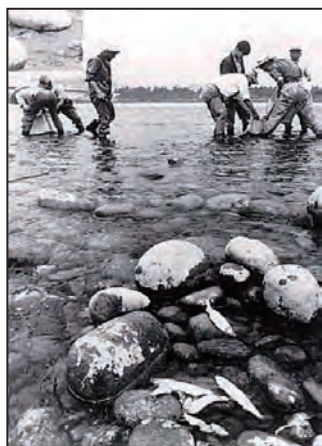
これらの法整備を受け、県でも本格的に公害問題に対処していくため、これまで確立されていなかった「公害」の定義を明らかにするとともに、前記の法律を補完する目的で、1964年4月に「公害防止条例」を公布し9月から施行しました。また、同年4月に知事直轄に「公害課」を設置し、公害行政がスタートしました。

1960年代半ば以降、産業はますます発展しましたが、1973年末に発生した第1次石油ショックを契機に高度経済成長から低成長、安定成長へと移行しました。産業の発展と人口の増大、集中により市街地開発や過密化が進行するとともに、モータリゼーションの一層の進展により、硫黄酸化物や光化学オキシダントによるスモッグの発生、自動車排出ガスによる鉛汚染やポリ塩化ビフェニル（PCB）による環境汚染など、新たな公害問題が発生しました。

県においても、1968年に初めて硫黄酸化物に係るスモッグ注意報を発令したほか、1969年にはアユが大量にへい死する事件が起きました。



スモッグの様子  
(1968年)



魚のへい死  
(1969年)

また、この頃、工場の悪臭問題、排水問題、ばいじん問題や空港、トラックターミナルの騒音問題などが顕在化してきました。1971年には、初めて光化学スモッグに係る注意報を発令したほか、農用地のカドミウム汚染が問題となりました。さらに、水銀やカドミウム、PCBによる汚染が名古屋港等の水域で発生しました。



ばい煙を排出する工場群 (1969年)

国は、1967年に「公害対策基本法」を制定し、以後これに沿って大気汚染防止法、騒音規制法等、個別法の整備強化がなされ、各種の具体的施策が実施されるようになりました。

全国の公害問題は、わが国の高度経済成長に伴い1969、1970年頃に急速に深刻化し、これに対処するため、1970年のいわゆる公害国会において、公害対策基本法の改正を始め、14の公害関係法案が可決成立しました。また、1971年には環境庁が設置されました。

一方、県では、公害国会を契機として、従来の条例を全面的に改正した新・公害防止条例を1971年に施行しました。この条例では、事業者、県等の公害防止に関する責務を規定するとともに、ばい煙、汚水、騒音及び振動についての規制基準を定めるなど、公害発生源に対する規制を強化しました。また、毎年県議会に公害の状況及び公害の防止の施策に関する報告を提出することを定め、1971年12月に最初の「公害白書」が発行されました。組織面においても、1970年10月に「公害対策局」が設置され、翌年の1971年には体制を拡充し「環境部」に改編されました。

県の環境汚染は、各種排出規制を始めとする公害防止対策の推進と、事業者による積極的な公害防止努力、さらには事業者が省資源、省エネルギーに努めた結果、全般的に改善の傾向を見ることになりました。

また、高度経済成長期に広域化・大規模化した開発に対しては自然環境を保全する機運が高まり、国は1972年に「自然環境保全法」を制定し、本県においても、1973年に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、県自然環境保全地域を指定し、保全を図るとともに、大規模な開発行為時の届出制度を設けるなど、自然環境の破壊の防止や植生の回復等を図ってきました。

### 3 都市・生活型公害の顕在化(1980年代～)・地球環境問題の深刻化(1990年代～現在)

わが国では、1980年代からの急速な都市化の進展に伴い、自動車の急増による大気汚染や騒音などの交通公害、生活排水による水質汚濁、人口・住宅の過密化による近隣騒音問題、人口急増による廃棄物処理の問題など、一般の家庭生活を原因とした、「都市・生活型公害」が顕在化しました。その発生源は、自動車や一般家庭など、個々には小さく、移動・分散するという特徴があり、交通公害への対策や生活排水対策などの多角的な手法を組み合わせた総合的な行政施策が必要となりました。

そのため、日常の環境保全意識の促進や資源・エネルギーの大量消費からなる社会経済システムの見直しなどに取り組んできました。

また、1980年は閉鎖性水域である三河湾の赤潮の発生件数がピークとなりました。1982年には赤潮等の発生を防止するため、国の指導を得て、愛知県、三重県、岐阜県及び名古屋市が協調して、窒素及び燐の削減対策を進めました。

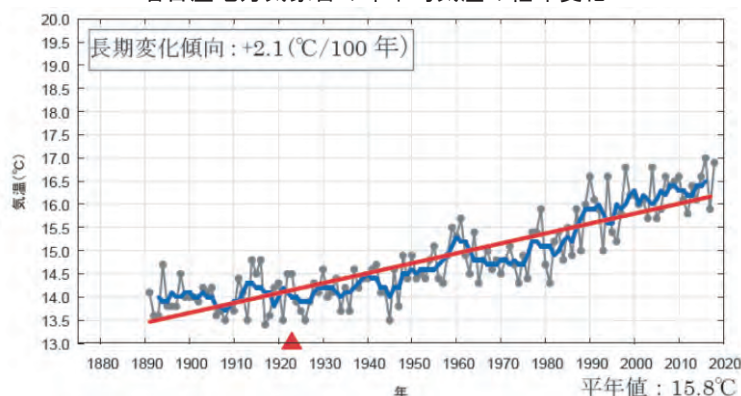


赤潮の発生

20世紀後半の人類の活動は、科学技術の進歩に支えられて飛躍的に拡大し、先進国では、大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムが定着しました。一方、発展途上国では、爆発的な人口増加や経済的困窮を背景として森林伐採や焼畑農業が拡大しました。

これらの結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林減少や砂漠化、生物多様性の喪失といった地球規模の環境問題が顕在化するに至りました。

名古屋地方気象台の年平均気温の経年変化



※気象庁 Web サイトより

『気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—』

※名古屋地方気象台は 1923 年 1 月に観測場所を移転（図中「▲」マーク）。移転前の値は補正を行っている。

これらの問題を受け、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際会議（地球サミット）」では、約 180 か国の参加により、「持続可能な開発」の実現に向けた議論がなされ、「リオ宣言」などが採択されました。

また、この会議では、「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」や「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」といった地球環境問題に関わる重要な条約が採択されるなど、その後の国際的な枠組の基礎が形作られることとなりました。

わが国では、1993年に国際的な取組を含む新たな環境政策の基本理念を定めた「環境基本法」が制定され、県でも 1995年に「愛知県環境基本条例」を制定し、これに基づき、持続可能な社会づくりを目指したより積極的な施策を展開することとしました。

なお、組織面でも、この条例制定に合わせ、それまでの「公害対策課」を「環境対策課」に変更しました。その後、施策の範囲を環境の保全・向上に拡大するため、2000年には、「環境対策課」を「環境政策課」に、「大気保全課」、「水質保全課」、「自然環境保全室」をそれぞれ「大気環境課」、「水環境課」、「自然環境課」に変更するなど、時代に合わせた改編を行いました。



## 4 愛知万博、COP10、ESDユネスコ世界会議の開催

環境問題が世界規模に広がっていき、その対応も国際的に取り組む必要が出てきた中、県において3つの国際イベントが開催されました。

これらのイベントを通して、環境に対する高い意識は、地域全体に着実に根付いてきました。

### 2005年日本国際博覧会（愛知万博）の開催

2005年、自然の叡智をテーマとした国際博覧会である愛知万博が本県で開催されました。当初は瀬戸市郊外の海上の森を会場予定地としていましたが、希少野生動植物であるオオタカの営巣やシデコブシの生育が確認されたことなどから、地域住民や自然保護団体など様々な立場の人々が参画し、会場計画の見直しや希少野生動植物の保護をめぐり議論を重ね、会場を名古屋東部丘陵に変更しました。

愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や県民の自主的な参加による環境への様々な取組が展開され、大きな成功を収めました。

愛知万博におけるこうした取組は、未来の持続可能な社会の実現に向けた社会実験とも言えるものであり、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮にふれ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。

また、会場外においても、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り込まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。

### 愛知万博の概要

名称	2005年日本国際博覧会 (愛称：愛・地球博)
主催	財団法人2005年日本国際博覧会協会
概要	「自然の叡智」をテーマにした環境万博
開催期間	2005年3月25日～9月25日
開催場所	名古屋東部丘陵 (長久手市、豊田市、瀬戸市)
来場者数	約2,205万人
公式参加	121カ国、4国際機関

### 【愛知万博における「自然の叡智」を具現化する様々な環境への取組】



会場風景



#### グローバル・ループ (写真左)

- ・造成による土地の改変を行わずにパビリオンを結んだ空中回廊
- ・地形の起伏やため池を現状のまま活用するなど、環境に配慮した会場整備



#### 廃棄物の3R

- ・来場者9種類、出展者17種類の分別による、ごみの再生利用やエネルギー転換
- ・ごみ分別意識の浸透

#### ドライミスト (写真右)

- ・気化熱を利用して周辺温度を低減
- ・愛知万博で初めて実用化され、現在では暑熱対策として全国に普及



#### 自然体感プログラム (写真左)

- ・森の案内人「インタープリター」がガイドする自然体感プログラム
- ・現在は「もりの学舎」に継承

## 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催

生物多様性条約締約国会議は、条約の締約国等が集まり、生物多様性の保全や利用等、条約の目的の実現に向けた国際的な枠組みづくりなどを議論する会議です。その10回目となる会議「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が、2010年10月に愛知・名古屋を会場に開催されました。

COP10では、2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」に代わる新たな目標の設定、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的な枠組みなどについて話し合われました。

COP10での議論は幾多にわたりましたが、新たな生物多様性保全の目標「愛知目標」などが採択され、県にとって生物多様性への取組を推進していく大きなきっかけとなりました。

また、県ではCOP10の開催にあたり、安全安心で円滑な会議開催運営のための支援、会議開催に向けたPRイベント、自治体の果たす役割をアピールする生物多様性国際自治体会議の開催など、会議全体を盛り上げるとともに自治体の役割の重要性を訴えました。

### COP10の概要

名称	生物多様性条約第10回締約国会議
主催	生物多様性条約事務局、日本政府
概要	生物多様性の保全等について議論する国際会議（関連会議・イベント等も多数開催）
開催期間	2010年10月11日～10月29日※
開催場所	名古屋国際会議場
主な成果	・「愛知目標（愛知ターゲット）」の採択 ・「名古屋議定書」の採択
来場者数	約94万5,000人※ （会議場及び併催イベントへの来場者を含む）
公式参加	180カ国、国際機関、NGO等

※ 「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書」第5回締約国会議の期間を含む。

### 【締約国会議】



### 《愛知目標》

2020年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるための行動を起こすことを掲げ、陸域の17パーセント、海域の10パーセントを保護地域に設定するなど、20項目からなる世界各国が連携して取り組むべき目標

### 【関連会議】



**生物多様性国際自治体会議**  
 ・国内外185の自治体が生物多様性保全の取組を発表  
 ・「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決議



**生物多様性国際ユース会議**  
 ・世界66か国の青年100名による国際会議  
 ・「生物多様性に関する国際ユース声明」を発表



**子どもCOP10 あいち・なごや（国際子ども環境会議）**  
 ・COP10 閣僚級会合開会式で、子どもたちからの提言を発表



**子どもCOP10 あいち・なごや（体験研修エクスカージョン）**

### 【交流・連携の場】



**地球いきものEXPO（写真左）**  
 ・里山体感プログラムなど、楽しみながら生物多様性を体感できるイベントを実施（COP10 支援実行委員会主催）



**地球のいのち・交流ステーション（写真左）**  
 ・県内の56市町村（当時）が、ステージ発表やブース出展を行い、取組を発信（愛知県主催）



## 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議の開催

「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）及び日本政府が主催となり、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年 11 月に愛知・名古屋を会場に開催されました。

ESD ユネスコ世界会議では、「国連 ESD の 10 年」を振り返るとともに、2015 年以降の ESD の推進方策として 5 つの優先行動分野が示された「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」を推進していくための議論が行われました。会議の最終日には GAP を後押しし、2015 年以降に各国の政策に ESD を取り入れることを呼びかける「あいち・なごや宣言」が採択され、翌月の 2014 年 12 月に国連総会で決議されました。

ESD ユネスコ世界会議の開催により、環境面における「人づくり」を多様な主体と連携・協働して地域全体で取り組んでいくことの重要性が再認識されました。

また、県では、世界会議の成功に寄与するため、会議支援を始め、あいち・なごやの魅力発信、ESD の普及啓発・取組促進に係る事業を展開しました。

### ESD ユネスコ世界会議の概要

名 称	持続可能な開発のための教育に関する ユネスコ世界会議
主 催	ユネスコ、日本政府
概 要	持続可能な社会づくりを支える 担い手づくりについて議論する世界会議 (関連会議・イベント等も多数開催)
開催期間	2014 年 11 月 10 日～11 月 12 日
開催場所	名古屋国際会議場
主な成果	・「あいち・なごや宣言」の発表と採択 ・ESD に関するグローバル・アクション・プログラムの発表 ・ESD あいち・なごや子ども会議からのメッセージ発表
来場者数	約 5 万 7,000 人 (会議場及び併催イベントへの来場者を含む)
公式参加	153 カ国・地域、国際機関

### 【世界会議】



全体会合の様子

### 【あいち・なごやの魅力発信】



歓迎レセプション

- ・会議参加者に歓迎の意を表するため開催
- ・地元の食文化（なごやめし）等を PR

### 【ESD の普及啓発】



ESD イヤーキックオフイベント  
(2014 年 1 月)

- ・2014 年を ESD イヤーと位置づけ、県内各地で PR 活動や記念イベントを開催
- ・世界会議の周知と ESD の取組をより一層促進するために実施



開催半年前イベント  
「あいち・なごや ESD フェスタ」  
(2014 年 5, 6 月)



ESD あいち・なごや子ども会議  
メッセージ発表

- ・県内の子どもたちが中心となり、持続可能な社会づくりについて学び、話し合う子ども会議を開催
- ・話し合った内容をとりまとめ、世界会議の閉会全体会合において発表

## 5 近年の環境問題に係る取組

ESD ユネスコ世界会議が開催された2014年に県は、人と自然が将来世代にわたり共存する「持続可能な社会」の形成をより強力に推進するため、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」を目標とする「第4次愛知県環境基本計画」を策定しました。本計画は「安全・安心の確保」を基本としつつ、「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」を重点的な取組分野として定めるとともに、県民や事業者が、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう「人づくり」に取り組むことを掲げました。

### 【社会の低炭素化に向けた取組】

国際社会では2015年12月に2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みである「パリ協定」が採択され、わが国においては2016年5月に、新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。また、2015年11月には、これまでの地球温暖化の進行を抑制するための対策に加えて、気候変動の影響に対処するための対策として「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

県においても、こうした変化に対応するため、2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、温室効果ガスの削減目標（2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比26%削減）を定めるとともに、地域の強み・地域資源を生かした施策体系等の見直しを行いました。

さらに、2018年度からは「地球温暖化対策室」を「地球温暖化対策課」に格上げするとともに、2019年3月には、事業者・県民等の各主体の気候変動適応への取組を一層促進する拠点として、「愛知県気候変動適応センター」を愛知県環境調査センター内に設置するなど、体制の強化を図っています。

### 【自然との共生に向けた取組】

県は、COP10の開催地として「愛知目標」の達成に積極的に貢献していくため、2013年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。この戦略では「人と自然が共生するあいち」の実現を基本目標に掲げ、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとに協働し、生物の生息生育空間の保全・創出をすることにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進める「あいち方式」を提唱しています。

また、国際社会に向けては、2016年8月に、生物多様性保全に先進的に取り組む世界のサブナショナル政府（州・県レベルの広域自治体）と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」を設立し、本県がリーダーシップをとって活動を行っています。

さらに、三河湾の環境を保全するため、農業水産局や建設局と連携し大規模な干潟・浅場造成を行うなど、水質改善に向けた事業を行っており、とりわけ2012年度からは「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」と銘打って、啓発イベントやNPO等団体の活動支援など、三河湾の環境再生に向けた取組を積極的に行っています。



干潟の生きもの観察会の様子

## 【資源循環に向けた取組】

県は、2006年に「廃棄物対策課」から「資源循環推進課」に名称を変更し、従来の廃棄物対策に加え、資源循環に向けた取組にも力を入れています。資源循環や環境負荷低減に関する優れた事例を表彰し、広く紹介する「愛知環境賞」もそのひとつで、2005年から2020年の16年間に延べ211件を表彰しています。

(裏表紙)

(表紙)



愛知環境賞 10周年記念誌

また、2017年3月に、資源循環の取組を加速・発展させ、県内各地域で「循環の環」が重層的に形成された「地域循環圏」の実現を目指す「あいち地域循環圏形成プラン」を策定し、「あいち資源循環推進センター」を核として、新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信などを行っています。



県庁西庁舎1階の展示コーナー

一方、同時期に策定した「愛知県廃棄物処理計画」では、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を40g程度減少させ、500gとするという目標を新たに設定しました。「食品ロス」（まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品）を減ら

すことも、家庭系ごみ排出量を減少させる手段のひとつであり、シンポジウムの開催や、家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する「フードドライブ」を実施するなど、様々な取組を進めています。

また、県では、1993年に住民・事業者・行政が連携して「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を設立し、「レジ袋削減取組店制度」等によりプラスチックごみの排出抑制に向けた取組などを進めてきたところですが、それに加え、世界的に問題となっているプラスチックごみ問題の解決に向けて、2020年1月には「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、プラスチックごみの更なる削減に向けた普及・啓発活動を展開しています。

その他、2011年3月に発生した東日本大震災の教訓から、2016年10月に災害発生時の廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村等の職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会の開催等を行っています。

また、2006年4月からは、産業廃棄物の排出又は最終処分を抑制するため、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課す「愛知県産業廃棄物税条例」を施行しており、再生利用量の増加や最終処分量の減少といった効果が現れています。この税収をもとに、企業の循環ビジネスの事業化に対する補助事業や産業廃棄物の不適正処理を未然防止するための事業を実施し、循環型社会の形成に役立てています。



## 【「人づくり」の推進】

愛知万博、COP10、ESD ユネスコ世界会議という国際的なイベントを通して培われた県民の環境に対する高い意識は、地域全体に着実に根付いてきています。この意識を具体的な環境保全の行動へとつなげるため、2013年に全国の自治体に先駆け、「愛知県環境学習等行動計画」を策定しました。本計画では、①社会（家庭、地域、職場等）における環境学習の推進、②学校等における環境教育の推進、③連携・協働の強化を環境学習の3つの柱として位置づけ、各種施策の推進を図ってきました。



「Let's エコアクション in AICHI」

その後、国連サミットにおけるSDGsの採択やわが国の学習指導要領の改訂を受け、2018年に「愛知県環境学習等行動計画2030」を新たに策定しました。本計画では、「持続可能な社会を支える『行動する人づくり』」を目的として定め、世代に応じた取組の拡充、AEL ネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会）等を活用した連携・協働の強化を行うこととしています。

### SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）とは

2015年9月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が全会一致で採択されました。その中で、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）」が提唱されています。SDGsで掲げられた17のゴール（目標）は相互に関連しており、環境、経済、社会の諸問題を統合的に解決する重要性が示されています。

### 世代に応じた県の環境学習の取組

対象	事業	内容
未就学児童	・一日もりの学舎ようちえん ・しぜんあそび研修 等	インタープリターによる、保育所・幼稚園等向け自然体感プログラムの提供や、幼稚園等での自然体験の普及のための保育者向け研修等
小中学生	・夏休み環境学習講座などの各種講座	学校、団体、親子等を対象に、もりの学舎やあいち環境学習プラザで行う、実験や自然体験を交えた体験型の講座等
高校生	・あいちの未来クリエイト部	高校生が、専門家等の支援を受けながら環境に関するテーマを調査・研究し、その結果を基に環境学習教材を作成・普及
大学生	・かがやけ☆あいちサスティナ研究所	パートナー企業・団体が提示する環境課題に対し、学生が研究員となり、現場調査や企業・団体担当者との議論を実施し、解決策を提案
社会人	・あいち環境塾	環境やエネルギーなどの分野で活躍する第一線の有識者・指導者からの講義、塾生同士の討論等を通じた、環境リーダーの育成
中高年・シニア	・あいち eco ティーチャー	県が養成した中高年・シニア世代の環境学習講師を小学校等に派遣



環境学習講座



あいちの未来クリエイト部  
(川での水生生物調査)



かがやけ☆あいちサスティナ研究所  
(成果発表会)

## 6 終わりに

最初の公害白書の発行から50年目を迎え、その間、環境に関わる課題も形を変えてきました。環境問題が顕在化してきた頃の産業公害に対しては、各種排出規制を始めとする対策の推進により、公害防止が図られてきました。

一方、都市・生活型公害は日常生活における活動が原因となることもあり、また、地球環境問題は影響が広範囲かつ多岐にわたります。そのため、私たちひとりひとりが環境問題を身近に捉え、行動に移すことが必要であり、今だけではなく未来も見据えた持続可能な社会づくりを進めていくことが大切です。

近年、SDGsの考えが世界的に広まってきており、環境・経済・社会の諸問題を総合的に解決することの重要性が認識されてきています。県は、2019年7月に内閣府より「SDGs未来都市」として選定され、知事を本部長とした「愛知県SDGs推進本部」を設置するとともに、SDGsの達成に向けて先導的に進める取組等を記載した「愛知県SDGs未来都市計画」を作成し、全庁を挙げて推進しています。

今後も、環境面だけではなく、「環境と経済」、「環境と社会」の統合的向上を目指した取組を推進していきます。